

- 1. 花き流通標準化ガイドライン（案）**
 - 2. 花き流通標準化に関する残課題**
-

1. 花き流通標準化ガイドライン（案）

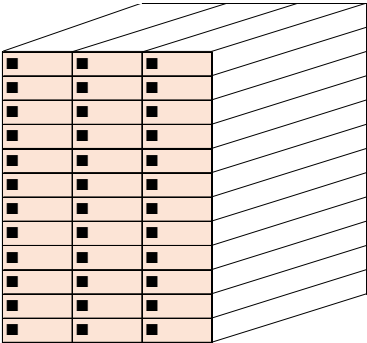
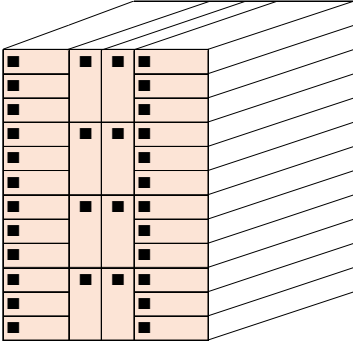
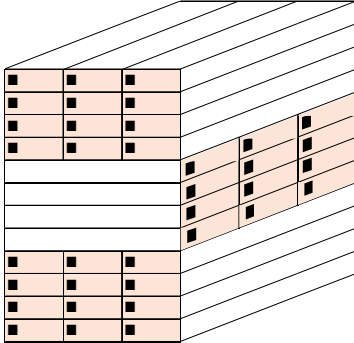
□ 赤字は第3回検討会以降の意見を踏まえた修正

項 目	内 容
I. 台車	● 産地の出荷拠点から卸売市場までの幹線輸送における手荷役解消のため、台車での輸送を推奨する。 ● 鉢物については、全国的に利用されているフル台車のサイズと実証実験で開発したハーフ台車のサイズを標準的な台車のサイズとして推奨する。 フル台車 ; W1,055mm×D1,285mm×H2,068mm ハーフ台車 ; W 520mm×D1,280mm×H1,900mm ● 切り花については、使用実態に応じ、原則として、フル台車またはハーフ台車での輸送を推奨する。
II. パレット	● 産地の出荷拠点から卸売市場までの幹線輸送における手荷役解消のため、パレットでの輸送を推奨する。 ● 平面サイズ1,100mm×1,100mmを標準とする。

1. 花き流通標準化ガイドライン（案）（続き）

項 目	内 容
Ⅲ. 外装	（外装サイズ） ● 標準の平パレット1,100mm×1,100mmに合わせ、例えば次のようなサイズの横箱段ボールの使用を推奨する。 タイプA；長さ1,100mm×幅360mm×高さ260mm タイプB；長さ1,100mm×幅360mm×高さ173mm タイプC；長さ1,100mm×幅360mm×高さ130mm タイプD；長さ1,100mm×幅275mm×高さ130mm その他；長さ550mm×幅275～360mm×高さ130～260mm ● 品目特性を踏まえて、必要に応じて縦箱段ボールの使用も可能とする。 （パレットへの積み付け） ● 検品作業等が効率的になるようラベル等の表示の向きをそろえた積み付けを推奨する（次ページ参照）。 モデルA；パレットに棒積みし、箱の正面（品名記載面）が全て同じ方向にそろえた積み方 モデルB；パレットに積んだ箱の縦横がバラバラであっても、箱の正面は同一方向にそろえた積み方 モデルC；パレットに井桁積みし、荷崩れ防止シートなどを途中で敷きながら箱の正面を2方向でそろえる積み方

1. 花き流通標準化ガイドライン（案）（続き）

項 目	内 容
Ⅲ. 外装（続き）	（パレットへの積み付け）  （モデルA）  （モデルB）  （モデルC） ※ ■・・・ラベル 着色面・・・ラベル貼付面

1. 花き流通標準化ガイドライン（案）（続き）

項 目	内 容
IV. コード・情報	（帳票の電子化） ● ペーパレス化・データ連携を前提とし、帳票の標準項目を定める。 （送り状の標準項目） ● 送り状については、次に掲げる項目を標準項目とする。 ① 出荷者名 ② 出荷者コード ③ 出荷年月日 ④ 送り状ナンバー ⑤ 卸売業者名 ⑥ 卸売業者コード ⑦ 品名（または品目） ⑧ 品名（または品目）コード ⑨ 品種名 ⑩ 品種名コード ⑪ 荷姿 ⑫ 入数 ⑬ 等階級 ⑭ 数量（または箱数） ⑮ 輸送手段 ⑯ 輸送会社

1. 花き流通標準化ガイドライン（案）（続き）

項 目	内 容
IV. コード・情報（続き）	（売買仕切書の標準項目） ● 売買仕切書については、次に掲げる項目を標準項目とする。 ① 出荷者名 ② 出荷者コード ③ 売立年月日 ④ 出荷年月日 ⑤ 送り状ナンバ ⑥ 仕切書ナンバー ⑦ 品名（または品目）コード ⑧ 品名（または品目）（軽減税率対象商品である旨＊） ⑨ 品種名 ⑩ 品種名コード ⑪ 入数 ⑫ 等階級 ⑬ 数量（または箱数） ⑭ 単価 ⑮ 合計（税抜・税込） ⑯ 消費税額（8％）＊ ⑰ 消費税額（10％）＊ ⑱ 委託手数料（税抜）＊ ⑲ 差引仕切金額＊ ⑳ 登録番号＊ ＊ インボイス制度対応の場合、記載が必要な項目

2. 花き流通標準化に関する残課題

- 花き流通標準化に関する残課題は、これまでの検討及び第3回検討会での意見を踏まえ、検討・議論がガイドラインに記載するまでの熟度に達しておらず継続して検討すべき事項、ガイドラインの現場への定着のために作業・検討すべき事項を整理したもの

項 目	内 容
I. 台車	● 台車未導入の鉢物物流への導入促進策の検討
II. パレット	● 花きの台車物流の運用や他品目のパレット運用を踏まえた花き流通におけるパレット運用の検討
III. 外装	● 生産者負担を軽減し、品質を保持する観点から、品種別（必要に応じて品名）の推奨サイズの段ボールへの箱詰め等に関する好事例集の作成（花痛み防止策等） ● パレットへの積み付けについて、ラベル貼り付け面の統一による効率化と荷崩れ防止策による品質の確保が両立できる手法等の検討。
IV. コード・情報	● 出荷者・卸売市場・買受人の間のデータ連携を前提とした、変換テーブルの作成・公開を含むコード、出荷者マスタ、商品マスタのあり方の検討 ● 流通の起点である出荷者によるソースマーキングの具体化・動機付けの検討

事務局として卸売市場室、園芸作物課が中心となり、産地側、市場側、都道府県担当部局にガイドラインの周知、残課題の解消に向けた取り組みを行っていくこととする。